消費者庁の設立に伴う消費生活用製品の事故情報報告制度等の変更について

消費者庁の設立(平成 21 年 9 月 1 日)に伴い消費生活用製品の事故情報報告制度が変更され、重大事故の報告先が経済産業省から消費者庁に変更になった旨、経済産業省から通知がありましたのでご連絡します。

	変更前	変更後
消費生活用製品安全法の重大製品事故 の報告先	経済産業省	消費者庁
非重大製品事故の報告先	引き続き、「(独) 製品評価技術基盤機 構」(NITE)に報告	
	(NITE は、収集した事故情報を 消費者庁・経産省に通知)	

(注)報告する「非重大事故の目安」(抄)

製品破損については、単に外観や安全と無関係の性能に関するものを除き、前広に報告する。

消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合でも、製品起因の可能性があるので、前広に報告する。

上記に全く該当しない性能に関する苦情や別の不可抗力による事故は、報告の 対象外。